

地震災害対策編

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">地震災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>3 計画の推進及び修正</p> <p>この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。</p> <p>また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。</p> <p><u>4 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等</u></p> <p><u>長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。</u></p> <p><u>このため、県民、県、市及び関係機関は、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害ゼロ」に挑戦」を念頭に、5つの重点目標である、</u></p> <p><u>(1) 2つの孤立（情報の孤立、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。</u></p> <p><u>(2) 自助・共助・公助、全ての面で初期対応のレベルアップを図る。</u></p> <p><u>(3) 全ての避難者の健康が維持されるよう目標期間を定めて避難所TKBを実践する等、避難生活の質の更なる改善を図る。</u></p> <p><u>(4) 平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。</u></p> <p><u>(5) プラン全体を通して、高齢者・障がい者・女性・子ども・外国人などの皆様への配慮に努める。</u></p> <p><u>を踏まえ、10の具体的なアクションを中心に地震防災対策の推進を図るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">地-434</p>	<p style="text-align: center;">地震災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p style="text-align: center;">第1節 計画作成の趣旨</p> <p>3 計画の推進及び修正</p> <p>この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。</p> <p>また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。</p> <p style="text-align: center;">地-420</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
-----	-----	------

第2節 防災の基本理念及び施策の概要	第2節 防災の基本理念及び施策の概要	
<p>2 市、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。</p> <p>○ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や<u>子ども、性的マイノリティのほか</u>高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立</p> <p style="text-align: right;">地-435</p>	<p>2 市、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。</p> <p>○ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立</p> <p style="text-align: right;">地-421</p>	県防災計画の変更に伴う変更

修正後	修正前	修正理由																										
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱																											
<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関の名称</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(4) 電気通信事業者</td> <td> <u>(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6) <u>電力会社</u></td> <td> <u>(中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、東京電力リニューアブルパワー(株))</u> ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。 <u>ウ ダム操作等防災に関する事</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">地-440</p> <p>8 指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関の名称</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 土地改良区</td> <td> <u>ア</u> ため池、ダム及び水門の防災に関すること。 <u>イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 放送事業者</td> <td> (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、<u>((株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight))</u> <u>天気</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(4) 電気通信事業者	<u>(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。	(6) <u>電力会社</u>	<u>(中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、東京電力リニューアブルパワー(株))</u> ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。 <u>ウ ダム操作等防災に関する事</u>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(1) 土地改良区	<u>ア</u> ため池、ダム及び水門の防災に関すること。 <u>イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。</u>	(3) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、 <u>((株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight))</u> <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関の名称</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(4) 電気通信事業者</td> <td> <u>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6) <u>中部電力パワーグリッド(株)</u> <u>(松本支社安曇野営業所)</u></td> <td> ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">地-426</p> <p>8 指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関の名称</th> <th style="text-align: center;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 土地改良区</td> <td>ため池、ダム及び水門の防災に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 放送事業者</td> <td> (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、<u>あづみ野テレビ(株)、あづみ野エフエム放送(株)</u> <u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10) 長野県情報ネットワーク協会</td> <td><u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(4) 電気通信事業者	<u>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。	(6) <u>中部電力パワーグリッド(株)</u> <u>(松本支社安曇野営業所)</u>	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(1) 土地改良区	ため池、ダム及び水門の防災に関すること。	(3) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、 <u>あづみ野テレビ(株)、あづみ野エフエム放送(株)</u> <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(10) 長野県情報ネットワーク協会	<u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	県防災計画の変更に伴う変更 分社化に伴う修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																											
(4) 電気通信事業者	<u>(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。																											
(6) <u>電力会社</u>	<u>(中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、東京電力リニューアブルパワー(株))</u> ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。 <u>ウ ダム操作等防災に関する事</u>																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																											
(1) 土地改良区	<u>ア</u> ため池、ダム及び水門の防災に関すること。 <u>イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。</u>																											
(3) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、 <u>((株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)Goolight))</u> <u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																											
(4) 電気通信事業者	<u>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。																											
(6) <u>中部電力パワーグリッド(株)</u> <u>(松本支社安曇野営業所)</u>	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																											
(1) 土地改良区	ため池、ダム及び水門の防災に関すること。																											
(3) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、 <u>あづみ野テレビ(株)、あづみ野エフエム放送(株)</u> <u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																											
(10) 長野県情報ネットワーク協会	<u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																											

(10) 長野県情報ネットワーク協会	<u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。		
地-4441		地-427	
9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(4) <u>金融機関</u>	被災事業者等に対する資金融資に関すること。	(4) <u>八十二銀行、松本信用金庫、長野県信用組合、長野銀行、長野県労働金庫</u>	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
地-442		地-428	

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">地震災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p>(エ) 「<u>長野県</u>防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p>(オ) <u>国関係機関、市及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。(全部局)</u></p> <p>(カ)(カ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。</p> <p style="text-align: center;">地-455</p> <p>(ウ) <u>映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。(警察本部)目視、撮影等により情報を収集するため、航空機、無人航空機等の効果的な運用を推進する。</u></p> <p>(キ) 情報を一元的に収集伝達する「<u>長野県</u>防災情報システム」の効果的運用を推進する。(危機</p>	<p style="text-align: center;">地震災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第2節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p>(エ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p>(オ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。</p> <p style="text-align: center;">地-441</p> <p>(ウ) <u>映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。(警察本部)</u></p> <p>(キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」の効果的運用を推進する。(危機管理部)</p> <p>(ク) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>管理部)</p> <p>(ク) 「<u>長野県</u>防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。</p> <p><u>(ケ) 国関係機関、市及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。(全部局)</u></p> <p><u>(カ)(コ)</u> 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)</p> <p><u>(キ)(サ)</u> 「長野県地震被害予測システム」により得た被害予測結果を災害時の応急対策活動に活用できる体制の構築に努める。</p> <p><u>(ク)(シ)</u> 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)</p>	<p><u>(ケ)</u> 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)</p> <p><u>(コ)</u> 「長野県地震被害予測システム」により得た被害予測結果を災害時の応急対策活動に活用できる体制の構築に努める。</p> <p><u>(サ)</u> 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)</p>	
<p>地-456</p>	<p>地-441~442</p>	
<p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理課)</p> <p><u>(エ) 通信が途絶している地域で、派遣職員が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、災害時を想定した非常通信訓練を行う。</u></p> <p><u>(エ)(オ)</u> 衛星携帯電話の整備を図る。</p> <p><u>(カ)(カ)</u> 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。</p> <p><u>(カ)(キ) 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。NTT東日本(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。</u>また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p>	<p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理課)</p> <p><u>(エ)</u> 衛星携帯電話の整備を図る。</p> <p><u>(オ)</u> 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。</p> <p><u>(カ) 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</u></p>	
<p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) <u>通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、震災時を想定した非常通信訓練を行う。</u>(危機管理部、警察本部)</p> <p>(エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE(PS-LTE)公共安全モバイルシステム</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)</p> <p>(オ) <u>NTT東日本(株)</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、そ</p>	<p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ウ) 震災時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)</p> <p>(エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE(PS-LTE)</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)</p> <p>(オ) <u>東日本電信電話株</u>等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておく。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p>	<p>社名変更に伴う変更</p>

<p>の運用方法等について習熟しておく。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p> <p style="text-align: center;">地-457</p>	<p style="text-align: center;">地-442</p>	
--	--	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理課、<u>総務部</u>)</p> <p style="text-align: center;">地-460</p>	<p style="text-align: center;">第3節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理課)</p> <p style="text-align: center;">地-445</p>	<p>組織の修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和7年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車14台(救急自動車のすべてが高規格救急自動車で、ドクターカー併用)であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車、救急自動車ともに100%である。これらの状況から、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(危機管理課、保健医療部、松本広域消防局)</p> <p><u>(エ) 大規模地震など、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">地-463</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和6年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車14台(救急自動車のすべてが高規格救急自動車で、ドクターカー併用)であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車、救急自動車ともに100%である。これらの状況から、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(危機管理課、保健医療部、松本広域消防局)</p> <p style="text-align: center;">地-449</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>イ 【県が実施する計画】（健康福祉部）</p> <p>(7) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・<u>災害支援ナース</u>（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。</p> <p style="text-align: center;">地-465</p> <p>4 消防及び医療機関耐震化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。</p> <p>また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努める。</p> <p>県内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に<u>多くの患者の受入が想定される病院については</u>、本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。</p> <p><u>そのため、厚生労働省や国土交通省の補助制度を活用しながら県内の病院の段階的な耐震強化を図っていくことが必要である。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>病院</u>の耐震構造の強化を推進する。（健康福祉部）</p> <p style="text-align: center;">地-466</p>	<p>イ 【県が実施する計画】（健康福祉部）</p> <p>(7) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・<u>災害時小児周産期リエゾン</u>（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。</p> <p style="text-align: center;">地-451</p> <p>4 消防及び医療機関耐震化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。</p> <p>また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努める。</p> <p>県内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。</p> <p><u>厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する補助の制度化を進めており</u>、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>地域災害医療センター</u>の耐震構造の強化を推進する。（健康福祉部）</p> <p style="text-align: center;">地-452</p>	名称変更
<p>5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（危機管理課、保健医療部）</p> <p>(イ) 災害拠点病院及び災害指定病院を中心に、「医療救護活動マニュアル」に基づき、被災者の受入れ状況、医療スタッフの状況、医療施設の状況等、災害時の医療情報交換と効率的な被災者の移送が円滑に行えるよう、日頃から連携を密にするよう努める。</p> <p>(ウ) 安曇野市医師会、安曇野市歯科医師会、安曇野薬剤師会、長野県柔道整復師会<u>中信支部</u>及び長野県助産師会安曇野地区と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、緊密な連携に努める。</p> <p>(エ) 消防機関・医療機関相互の情報交換及び傷病者の移送に対する医療機関との連携が「医療救護活動マニュアル」に基づき、円滑に実施されるよう調整</p>	<p>5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（危機管理課、保健医療部）</p> <p>(イ) 災害拠点病院及び災害指定病院を中心に、「医療救護活動マニュアル」に基づき、被災者の受入れ状況、医療スタッフの状況、医療施設の状況等、災害時の医療情報交換と効率的な被災者の移送が円滑に行えるよう、日頃から連携を密にするよう努める<u>必要がある</u>。</p> <p>(ウ) 安曇野市医師会、安曇野市歯科医師会、安曇野市薬剤師会、長野県柔道整復師会及び長野県助産師会安曇野地区と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、緊密な連携に努める。</p> <p>(エ) 消防機関・医療機関相互の情報交換及び傷病者の移送に対する医療機関との連携が「<u>市災害時</u>医療救護活動マニュアル」に基づき、円滑に実施されるよう調整を行う。</p>	

<p>を行う。</p> <p>また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料参照）を締結しており、それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。</p> <p>(カ) 関係機関の協力を得て、「医療救護活動マニュアル」に基づく訓練を毎年1回以上実施する。</p> <p style="text-align: center;">地-467</p>	<p>また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料参照）を締結しており、それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。</p> <p>(カ) 関係機関の協力を得て、「<u>市災害時</u>医療救護活動マニュアル」に基づく訓練を毎年1回以上実施する。</p> <p style="text-align: center;">地-453</p>	
---	--	--

修正後	修正前	修正理由																								
<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="text-align: center;">分団及び管轄区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">分団の名称</th> <th style="width: 10%;">管</th> <th style="width: 10%;">轄</th> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 10%;">域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第11分団</td> <td>第2部</td> <td colspan="3">新屋、<u>橋爪、耳塚</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">地-476</p>	分団の名称	管	轄	区	域	第11分団	第2部	新屋、 <u>橋爪、耳塚</u>			<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="text-align: center;">分団及び管轄区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">分団の名称</th> <th style="width: 10%;">管</th> <th style="width: 10%;">轄</th> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 10%;">域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第11分団</td> <td>第2部</td> <td colspan="3">新屋</td> </tr> <tr> <td><u>第3部</u></td> <td colspan="3"><u>橋爪、耳塚</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">地-462</p>	分団の名称	管	轄	区	域	第11分団	第2部	新屋			<u>第3部</u>	<u>橋爪、耳塚</u>			分団統合による変更
分団の名称	管	轄	区	域																						
第11分団	第2部	新屋、 <u>橋爪、耳塚</u>																								
分団の名称	管	轄	区	域																						
第11分団	第2部	新屋																								
	<u>第3部</u>	<u>橋爪、耳塚</u>																								

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入れ活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（危機管理課、市民生活部、福祉部、都市建設部、教育部）</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入れ活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（危機管理課、市民生活部、福祉部、都市建設部、教育部）</p> <p>(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">地-468</p>	分団統合による変更

3 避難所の確保

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

(ケ) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛生通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

イ 【県が実施する計画】

(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第16節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。

(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・衛生通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。

(キ) 避難所が円滑に開設されるよう、好事例の展開や研修の実施等、必要な支援に努めるものとする。

3 避難所の確保

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

(ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

イ 【県が実施する計画】

(オ) 避難所の感染症対策については、第3章第16節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。

(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。

5 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

(1) 現状及び課題

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶などがある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア)

保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、必要に応じて事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、市町村とともに検討するよう努めるものとする。

(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。

(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を市町村とともに検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報に努めるものとする。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、必要に応じて事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、検討するよう努めるものとする。

(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、検討するよう努めるものとする。

5 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 在宅避難者及び親せき宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市町村とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

(イ) 避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。

<p>第3 計画の内容</p> <p>水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する計画】（環境部）</p> <p>水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新施設の安全性の確保及び耐震化等に関する指導を行う。</p> <p style="text-align: right;">地-503</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する計画】（環境部）</p> <p>水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び、施設の安全性の確保等に関する指導を行う。</p> <p style="text-align: right;">地-488</p>	<p>変更に伴う変更</p>
---	---	----------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第20節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。</p> <p>このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築・耐震化を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。</p> <p>また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築・耐震化を実施する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 新耐震基準に基づく施設整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市及び県が実施する計画】（市：上下水道部、県：環境部、農政部）</p> <p>重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、耐震化を計画的に進める。</p> <p style="text-align: right;">地-505</p> <p>4 下水道台帳、農業集落排水台帳の整備・拡充</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p style="text-align: center;">第20節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。</p> <p>このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築・耐震化を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。</p> <p>また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 新耐震基準に基づく施設整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【市及び県が実施する計画】（市：上下水道部、県：環境部、農政部）</p> <p>ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。</p> <p>イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。</p> <p style="text-align: right;">地-490</p> <p>4 下水道台帳、農業集落排水台帳の整備・拡充</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>【市及び県が実施する計画】（市：上下水道部、県：環境部、農政部）</p> <p>下水道台帳等を適切に調製・保管するものとする。また、台帳のデータベース化を図り、确实かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">地-491</p>	<p>【市及び県が実施する計画】（市：上下水道部、県：環境部、農政部）</p> <p>下水道台帳等を適切に調製・保管するものとする。また、<u>必要に応じて</u>台帳のデータベース化を図り、确实かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">地-491</p>	
---	--	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 21 節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第 2 主な取組み</p> <p>4 <u>NTT 東日本 (株)</u> は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(ア)各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、<u>機器の整備・耐震化を図るものとする。</u></p> <p>通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。</p> <p style="text-align: center;">地-507</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【<u>NTT 東日本 (株)</u>、株式会社NTT ドコモ、KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル(株)が実施する計画】</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、<u>特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">地-508</p>	<p style="text-align: center;">第 21 節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第 2 主な取組み</p> <p>4 <u>東日本電信電話(株)</u> は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>(ア)各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、<u>機器を整備する。</u></p> <p>通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。</p> <p style="text-align: center;">地-492</p> <p>3 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【<u>東日本電信電話株式会社</u>、株式会社NTT ドコモ、KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル(株)が実施する計画】</p> <p>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">地-493</p>	<p>社名変更に伴う変更</p> <p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
-----	-----	------

第 24 節 土砂災害等の災害予防計画

第 3 計画の内容

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和 7 年 4 月 1 日現在、山腹崩壊危険地区 107 箇所、崩壊土砂流出危険地区 51 箇所である。

地-515

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に当市は、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流危険溪流は 124 溪流である。

4 急傾斜地崩壊対策

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)

(イ) 土砂災害警戒区域ごと土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(防災マップ等)を配布しその他必要な措置をとる。また、土砂災害警戒区域を住民に周知するものとする。

地-516

6 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 現状及び課題

当市の土砂災害警戒区域を指定する箇所は、令和 7 年 4 月 1 日現在で 269 箇所区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は 258 区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

地-518

第 24 節 土砂災害等の災害予防計画

第 3 計画の内容

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和 3 年 4 月 1 日現在、山腹崩壊危険地区 3,727 箇所、崩壊土砂流出危険地区 4,635 箇所である。

地-500

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に当市は、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流危険溪流は 111 溪流である。

4 急傾斜地崩壊対策

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)

(イ) 土砂災害警戒区域ごと土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとる。また、土砂災害警戒区域を住民に周知するものとする。

地-501

6 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 現状及び課題

当市の土砂災害警戒区域を指定する箇所は、平成 31 年 4 月 1 日現在で 261 箇所区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は 250 区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

地-503

県防災計画の変更に伴う変更

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 26 節 建築物災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 公共建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。</p> <p style="text-align: right;">地-520</p> <p>4 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(県民文化部)</p> <p>教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 市文化財所管部を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p style="text-align: right;">地-523</p>	<p style="text-align: center;">第 26 節 建築物災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 公共建築物</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等(特定行政庁) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。</p> <p style="text-align: right;">地-505</p> <p>4 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(教育委員会)</p> <p>教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 市教育部を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p style="text-align: right;">地-508</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 27 節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(オ) <u>一第 1 次緊急輸送道路、二第 2 次緊急輸送道路及び第 3 次緊急輸送道路</u>を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。(建設部)</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p><u>(エ) 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する(地域整備局)</u></p> <p><u>(オ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び</u></p>	<p style="text-align: center;">第 27 節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(オ) <u>一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路</u>を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。(建設部)</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p><u>(エ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の 4 路線であり、県内の総延長は 317.1 km である。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。</u></p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1 kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。</p> <p>日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(東日本高速道路株、中日本高速道路株)</p> <p>(カ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。 (東日本高速道路株、中日本高速道路株)</p> <p>(キ) 地震災害等に備え防災訓練を実施する。(東日本高速道路株、中日本高速道路株)</p> <p style="text-align: center;">地-524-525</p>	<p>日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(東日本高速道路株、中日本高速道路株)</p> <p>(ウ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。 (東日本高速道路株、中日本高速道路株)</p> <p>(エ) 地震災害等に備え防災訓練を実施する。(東日本高速道路株、中日本高速道路株)</p> <p style="text-align: center;">地-510</p>	
---	--	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する計画】(農林部)</p> <p>ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は、県に報告する。</p> <p>(2) 【県が実施する計画】(農政部)</p> <p>ア 管理の基本となる県全体の「ため池データベース」を管理し、<u>随時</u>更新する。</p> <p style="text-align: center;">地-529</p>	<p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する計画】(農林部)</p> <p>ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を<u>整備し</u>、変更が生じた場合は、県に報告する。</p> <p>(2) 【県が実施する計画】(農政部)</p> <p>ア 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、<u>毎年度</u>更新する。</p> <p style="text-align: center;">地-514</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>v 平常時から住民が実施し得る、家具の固定、<u>消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等</u>の出火防止<u>措置</u>等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p>	<p style="text-align: center;">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p>v 平常時から住民が実施し得る、<u>概ね3日分の生活必需品の備蓄</u>、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

地-543	地-528	
<p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 上記ア(ア) a～wの事項について、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、市とともに普及を図る。</p> <p><u>なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被害時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 上記ア(ア) a～wの事項について、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、市とともに普及を図る。</p>	
地-544	地-529	

修正後	修正前	修正理由
<p>第34節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p>(ア) 「総合防災訓練(地震総合防災訓練)」</p> <p>市は、県、各防災関係機関、住民、企業、その他関係団体と連携し、下記により総合防災訓練を実施する。</p> <p>a 実施時期</p> <p>松本広域消防局等防災関係機関と調整し、他市町村と競合しない実施時期に実施を決定する。</p> <p>b 実施場所</p> <p>訓練効果を考慮し、市内を5地域に区分し実施する市内の公共施設利用し実施する。</p> <p>c 実施方法</p> <p>毎年作成する市総合防災訓練(地震総合防災訓練)実施要綱に基づき、総合的訓練を実施する。</p> <p style="text-align: center;">地-547</p> <p>2 実施計画</p> <p>ウ 【松本広域消防局が実施する計画】</p> <p><u>(ウ) 警備及び交通規制訓練</u></p>	<p>第34節 防災訓練計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)</p> <p>(ア) 「総合防災訓練(地震総合防災訓練)」</p> <p>市は、県、各防災関係機関、住民、企業、その他関係団体と連携し、下記により総合防災訓練を実施する。</p> <p>a 実施時期</p> <p>松本広域消防局等防災関係機関と調整し、他市町村と競合しない実施時期に実施を決定する。</p> <p>b 実施場所</p> <p>訓練効果を考慮し、市内を5地域に区分し実施する市内の公共施設利用し実施する。</p> <p>c 実施方法</p> <p>毎年作成する市総合防災訓練(地震総合防災訓練)実施要綱に基づき、総合的訓練を実施する。</p> <p style="text-align: center;">地-532</p> <p>2 実施計画</p> <p>ウ 【松本広域消防局が実施する計画】</p> <p><u>(ウ) 広域防災訓練</u></p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p><u>県警察は災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、警備及び交通規制訓練を実施する。</u></p> <p><u>(7) 広域防災訓練</u></p> <p><u>県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>(8) 複合災害を想定した訓練</u></p> <p><u>県及び市町村は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。</u></p> <p><u>(9) 火山防災協議会は、登山者等を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するよう努めるとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るよう努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">地-549-550</p>	<p><u>広域応援協定をより実行あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。</u></p> <p style="text-align: center;">地-534</p>	
---	---	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">地震災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(3) 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。</p> <p>この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">地-559</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p>	<p style="text-align: center;">地震災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(3) 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。</p> <p>この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">地-544</p> <p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 被害報告等</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>ア 被害報告等</p> <p>(イ) 【県（本庁）の実施する事項】</p> <p>g 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により<u>必要な職員を速やかに派遣する。</u></p> <p>地-563</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>等による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>地-565</p>	<p>(イ) 【県（本庁）の実施する事項】</p> <p>g 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により<u>派遣の要否を決定する。</u></p> <p>地-548</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>地-550</p>	
--	--	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、安曇野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防関係機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</p> <p>地-567</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、安曇野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防関係機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</p> <p>なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。</p> <p>なお、派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染症対策を適切に行うものとする。</p> <p>地-552</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

<p>ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】（危機管理部、関係各部局）</p> <p>(7) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p><u>a</u> 市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p> <p><u>b</u> 県は、<u>県外で大規模な災害が発生した場合には、長野県災害対策本部を設置し、全庁的な対応を行うものとする。</u></p> <p><u>c</u> 県及び市町村は、<u>県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となつて的確な支援を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">地-573</p> <p>ウ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】</p> <p>(7) 長野県外で大規模な災害は発生した場合、被災した県外地方公共団体に対し、県と市町村が一体となつて<u>的確な</u>支援を行う。</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>（市：危機管理課、松本広域消防局、県：危機管理部、関係各部局）</p> <p><u>(7)</u>円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討する。</p> <p><u>(1)</u>また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。</p> <p><u>(4)</u>県及び市町村は、<u>応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地などの確保に配慮するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">地-574</p>	<p>ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】（危機管理部、関係各部局）</p> <p>(7) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p> <p style="text-align: center;">地-558</p> <p>ウ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】</p> <p>(7) 長野県外で大規模な災害は発生した場合、被災した県外地方公共団体に対し、県と市町村が一体となつて支援を行う。</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>（市：危機管理課、松本広域消防局、県：危機管理部、関係各部局）</p> <p>円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討する。</p> <p>また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。</p> <p style="text-align: center;">地-559</p>	
修正後	修正前	修正理由

<p style="text-align: center;">第 10 節 障害物の処理活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>イ 【県が実施する対策】（各部局）</p> <p>(ア) 実施機関</p> <p>a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、<u>道路啓開計画に基づき</u>建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。</p> <p style="text-align: right;">地-587</p>	<p style="text-align: center;">第 10 節 障害物の処理活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>イ 【県が実施する対策】（各部局）</p> <p>(ア) 実施機関</p> <p>a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。</p> <p style="text-align: right;">地-572</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>
--	---	----------------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 11 節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p style="text-align: right;">地-596</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理課、福祉部、教育部）</p> <p>(イ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。</p> <p><u>a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</u></p> <p><u>b 食事提供の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</u></p> <p><u>c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u></p> <p><u>d 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</u></p> <p><u>e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</u></p> <p>(a) <u>パーティション等によるプライバシーの確保状況</u></p> <p>(b) <u>段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</u></p> <p>(c) <u>入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p>(d) <u>洗濯等の頻度</u></p> <p>(e) <u>医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p>(f) <u>暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p>(g) <u>食料の確保、配食等の状況</u></p> <p>(h) <u>し尿及びごみの処理状況</u></p> <p><u>f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等</u></p>	<p style="text-align: center;">第 11 節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p style="text-align: right;">地-581</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理課、福祉部、教育部）</p> <p>(イ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。</p> <p><u>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿処理及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。</u></p> <p>(ウ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p><u>b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。</u></p> <p><u>c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。</u></p> <p>(a) 介護職員等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

の把握

(ウ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

b 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。

c 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。

d 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

(a) 介護職員等の派遣

(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ

e 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

f 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

地-597～598

(ト) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(チ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(ニ) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。

(ヌ) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(ネ) 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

地-599

(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ

d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

地-582～583

(ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。

(チ) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

地-584

<p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供する。</p> <p>a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p style="text-align: right;">地-603</p>	<p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅を提供する。</p> <p>a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p style="text-align: right;">地-588</p>	
---	---	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【国が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ウ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、<u>被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救急・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等</u>を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">地-608～609</p>	<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【国が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ウ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">地-593～594</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
-----	-----	------

<p style="text-align: center;">第 29 節 建築物災害応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 公共建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(全部局)</p> <p>(ア) 庁舎、社会福祉施設、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">地-612</p> <p>3 文化財</p> <p>ア 【市が実施する対策】(教育部)</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告するものとする。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】(県民文化部)</p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育部へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市教育部の指導を受けて実施する。</p> <p style="text-align: center;">地-613</p>	<p style="text-align: center;">第 29 節 建築物災害応急活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 公共建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(全部局)</p> <p>(ア) 庁舎、社会福祉施設、<u>病院</u>、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">地-587</p> <p>3 文化財</p> <p>ア 【市が実施する対策】(教育部)</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県<u>教育委員会</u>に報告するものとする。</p> <p>(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県<u>教育委員会</u>等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】(<u>教育委員会</u>)</p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育部へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県<u>教育委員会</u>、市教育部の指導を受けて実施する。</p> <p style="text-align: center;">地-598</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>
---	--	----------------------

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第 35 節 文教活動</p> <p>第 4 応急保育</p> <p>1 【市が実施する対策】(<u>教育部</u>)</p> <p>(2) 災害発生直後の体制</p> <p>イ 認定こども園長は、災害の規模、園児、職員、施設設備等の被害状況を把握し、速やかに<u>教育</u>部長を通じて本部長に報告する。</p> <p>オ <u>教育</u>部長は、認定こども園長に対して迅速に適切な緊急対策に関する指示を行うとともに、所轄の認定こども園ごとに分担を定め、情報及び指令の伝達についての万全を期する。併せて、認定こども園の衛生管理指導、施設の緊急使用等の応急・復旧対策実施の総括にあたる。</p> <p>(3) 応急保育の実施</p>	<p style="text-align: center;">第 35 節 文教活動</p> <p>第 4 応急保育</p> <p>1 【市が実施する対策】(<u>福祉部</u>)</p> <p>(2) 災害発生直後の体制</p> <p>イ 認定こども園長は、災害の規模、園児、職員、施設設備等の被害状況を把握し、速やかに<u>福祉</u>部長を通じて本部長に報告する。</p> <p>オ <u>福祉</u>部長は、認定こども園長に対して迅速に適切な緊急対策に関する指示を行うとともに、所轄の認定こども園ごとに分担を定め、情報及び指令の伝達についての万全を期する。併せて、認定こども園の衛生管理指導、施設の緊急使用等の応急・復旧対策実施の総括にあたる。</p> <p>(3) 応急保育の実施</p>	<p>部局の変更</p>

<p>ア 認定こども園長は、職員を掌握して保護者の罹災状況を把握し、保育園の整理を行い、教育部と連携し、復旧体制の確立に努める。</p> <p>イ 教育部長は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、認定こども園長は、その指示事項の徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;">地-633</p>	<p>ア 認定こども園長は、職員を掌握して保護者の罹災状況を把握し、保育園の整理を行い、福祉部と連携し、復旧体制の確立に努める。</p> <p>イ 福祉部長は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、認定こども園長は、その指示事項の徹底を図る。</p> <p style="text-align: center;">地-618</p>	
---	---	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">地震災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第5章 東海地震等に関する事前対策活動</p> <p style="text-align: center;">第3節 情報の収集伝達計画</p> <p style="text-align: center;">地-643</p>	<p style="text-align: center;">地震災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第5章 東海地震等に関する事前対策活動</p> <p style="text-align: center;">第3節 情報収集伝達計画</p> <p style="text-align: center;">地-628</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第7節 医療救護及び保健衛生活動計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 医療救護体制の確立</p> <p>地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、支援体制を含め、医療救護体制の準備を整える。</p> <p>(1) 【市が実施する計画】（保健医療部）</p> <p>ア 災害時の医療救護活動に関する協定及び「医療救護活動マニュアル」等に基づき、医師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。</p> <p style="text-align: center;">地-655</p>	<p style="text-align: center;">第7節 医療救護及び保健衛生活動計画</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 医療救護体制の確立</p> <p>地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、支援体制を含め、医療救護体制の準備を整える。</p> <p>(2) 【市が実施する計画】（保健医療部）</p> <p>ア 災害時の医療救護活動に関する協定及び災害医療救護マニュアル等に基づき、医師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。</p> <p style="text-align: center;">地-640</p>	<p>修正</p>

修正後	修正前	修正理由
-----	-----	------

<p style="text-align: center;">第 11 節 防災関係機関の講ずる措置</p> <p>第 2 活動の内容</p> <p>2 通信 (<u>NTT 東日本 (株)</u> 長野支店、(株)NTT ドコモ長野支店、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</p> <p style="text-align: right;">地-660</p>	<p style="text-align: center;">第 11 節 防災関係機関の講ずる措置</p> <p>第 2 活動の内容</p> <p>2 通信 (東日本電信電話(株)<u>NTT 東日本 (株)</u> 長野支店、(株)NTT ドコモ長野支店、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</p> <p style="text-align: right;">地-645</p>	<p>社名変更に伴う変更</p>
--	---	------------------